

岩手県告示第863号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成30年11月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
かすみそう薬局	北上市堤ヶ丘一丁目9番8号	平成30年9月30日
医療法人優親会 訪問看護ステーション北上	北上市立花10地割28番地1	平成30年10月31日
かまいし駅前歯科医院	釜石市鈴子町1番1号 プロスパービル2F	平成30年9月30日